

兵庫県姫路市（国内 14 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要

令和 8 年 1 月 8 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約 15.5 万羽）

発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（2 階建て直立 8 段ケージ、6 列、通路 4 本）

2 施設の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は山間部に位置し、周囲は雑木林や竹やぶに囲まれ、隣接して 2 つのため池がある。調査時、農場周辺の雑木林でイノシシの足跡を確認したほか、カラスの飛来を認めた。また、実を付けた柿の木も認められ、野生動物を誘引しうる環境であった。
- ② 調査時、発生農場に隣接する 2 つのため池は 10 月下旬から水が抜かれ水位が低下していたが、水は残存しており、アオサギなどサギ類 2 羽が確認された。また、発生農場から約 3.5km 離れたため池では、マガモ 2 羽が確認された。
- ③ 当該農場はウインドウレス鶏舎施設 2 棟、更衣室兼事務所、堆肥舎、集卵場及び倉庫からなっていた。各鶏舎施設は内部を壁で分けられ、2 つの独立した鶏舎として運用されていた。
- ④ 鶏舎は南西から北東に並んでおり、南西から順に 1 号～ 4 号鶏舎と称していた。発生鶏舎は、これらのうち中央に位置する 3 号鶏舎であった。
- ⑤ 当該農場は令和 3 年 11 月 17 日に発生した令和 3 年シーズン 4 例目農場と同一であった。
- ⑥ 農場敷地内では、鶏舎屋根にセキレイ 1 羽を認めた。

3 通報までの経緯

- ① 発生鶏舎の各列には 90 個のケージが並んでおり、北西側から南東側にかけて 1 から 90 番まで番号が付されていた。また、1 ケージ内には、9 羽が飼養されていた。
- ② 発生鶏舎（約 3.9 万羽、通報時 204 日齢）の通常時の死亡羽数は、1 日当たり 5 羽程度とのこと。1 月 3 日から産卵率の低下が認められていた。
- ③ 1 月 7 日朝の見回り時、飼料給与時間にも関わらず、1 階の南西側から 1 列目、下から 2 段目の 14 および 15 番ケージでは鶏が顔を出さなかったことから、異状を感じ点検したところ、14 番ケージで 4 羽、15 番ケージで 3 羽の死亡が確認された。発生鶏舎全体として死亡羽数が 15 羽と通常の 2 倍以上に増加していたことから、家畜保健衛生所に通報した。死亡鶏は、鶏冠の腫脹や鼻出血を呈していたが、生存している鶏については、特に衰弱しているような鶏はいなかったとのこと。
- ④ 現地調査時、③で死亡鶏が確認された 14、15 番ケージ付近では、複数のケージで複数羽の死亡が確認された。その他のケージでは、各列の中央部（15 番～50 番ケージ付近）で散発的に死亡鶏が認められた。一方、発生鶏舎以外では異状は認められなかった。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場では従業員 8 名が勤務しており、鶏舎内作業担当 3 名、集卵作業担当 4 名、鶏糞処理作業担当 1 名が作業に従事していた。このうち 2 名が技能実習生であり、それぞれ鶏舎内作業及び集卵作業担当をしており、いずれも約 3 年働いているとのこと。
- ② 鶏舎内作業を担当する 3 名は、固定の担当鶏舎を持たず、ローテーションで 1 号・2

号鶏舎、3号・4号鶏舎に分かれて担当しており、各日2名が出勤してそれぞれを担当する体制をとっていた。

- ③ 周辺農場と機材等の共有は行っておらず、複数農場に従事する従業員はいないとのこと。
- ④ 管理獣医師がいるが、過去21日間に当該農場を訪問していないとのこと。

## 5 施設の飼養衛生管理

- ① 農場出入口は、鶏舎等施設に通じるもの（鶏舎側出入口）と堆肥舎に通じるもの（堆肥舎側出入口）の2箇所が存在する。農場内の通路に設置されたコーン及びチェーンにより、衛生管理区域を明示し、衛生管理区域の入口には立入禁止看板が設置されていた。車両が鶏舎側出入口から入場する際には、ゲート式消毒機により自動で消毒されるとともに、フロアマットの交換を行っているとのこと。
- ② 従業員は出勤時、衛生管理区域外の駐車場に車を止め、鶏舎側出入口を徒歩で通過した後、1号鶏舎南西側に隣接する更衣室兼事務所で農場専用の作業着と長靴に着替える。その後、手指を洗淨・消毒し、長靴を消毒する。なお、更衣室は一方通行であり、従業員と外部業者用のロッカーに分かれていた。
- ③ 外部業者（集卵、飼料運搬、管理獣医師）は、①のゲートで車両消毒とフロアマット交換を行った後、更衣室兼事務所に隣接した駐車場に駐車し、同更衣室で農場専用の作業着と長靴に着替え、従業員と同様に消毒を行って入場する。飼料運搬業者は、着替え及び消毒後、鶏舎前の飼料タンクまで車両を移動させるとのこと。
- ④ 堆肥製品を搬出する外部業者は、堆肥舎側出入口を利用する。出入口にて動力噴霧器により車両消毒後、堆肥舎専用の更衣室において、手指を洗淨・消毒し、農場専用の作業着と長靴に着替える。その後、フロアマットを交換した上で車両を入場させるとのこと。更衣室は出入口が異なり、一方通行となっていた。
- ⑤ 従業員及び管理獣医師が鶏舎に入る際には、鶏舎前室で衛生管理区域用長靴を脱ぎ、すのこに乗って各鶏舎専用長靴に履き替える。その後、手指を消毒し、使い捨て手袋を着用してから、鶏舎入口にある踏込み消毒槽を踏み入場していた。
- ⑥ 各鶏舎では、入気はモニター及び平側のインレットから行い、鶏舎入口とは反対側の妻側に設置された南東向きのファンから排気する構造であった。平側のインレットには金網を設置していた。排気口の外にはダストチャンバーを設置しており、上部は吹き抜け構造であり、排気時の気流により野鳥がダストチャンバーに近づくことはないとのことであった。なお、4号鶏舎の入気部のモニター下部の屋根に羽毛等の集積を確認した。
- ⑦ 鶏舎横の飼料タンク上部には蓋が設置されており、飼料は閉鎖系ラインで鶏舎内に運搬されていた。
- ⑧ 飲用水は井戸水を使用しており、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、閉鎖系のラインで供給される構造になっていた。また、年1回水質検査を実施していたとのこと。
- ⑨ 鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウト後に鶏舎内の清掃・消毒を行っているとのこと。

## 6 糞及び死亡家きんの取扱い

- ① 全ての鶏舎の鶏糞は除糞ベルトで2号及び3号鶏舎の間の一か所に集められ、ダンプカーに積載されたものを鶏糞処理担当の従業員が堆肥舎に運搬し、堆肥舎のコンポストで処理をしていた。堆肥舎の入口及びその周囲に防鳥ネットが設置されていたが、堆肥舎の屋根は破損しており、動物の侵入が可能な隙間を認めた。
- ② 死亡鶏は、鶏舎内作業を担当する従業員が、鶏舎見回り時に鶏舎内に設置された蓋付きペールに回収し、その後、死亡鶏のみを鶏舎内東側の除糞ピットへ投入する。除糞ピットに投入された死亡鶏は、鶏糞処理を担当する従業員がコンベアを作動させ鶏糞と同様に一か所に集め、ダンプカーに積載し、堆肥舎のコンポストで毎日処理してい

るとのこと。

## 7 野鳥・野生動物対策

- ① 農場内にはネズミが生息しており、殺鼠剤や粘着シートを設置していた。調査時、鶏舎内でネズミの生体、ラットサイン及びネズミのものと思われる糞を確認したほか、発生鶏舎のインレット内にネズミの巣、2号及び3号鶏舎の間の鶏糞が集積する場所でネズミの死体を認めた。
- ② 発生鶏舎の排水管開口部の蓋が破損しており、野生動物が侵入可能な状態であった。
- ③ 鶏糞を搬出するベルトコンベアの鶏舎内の蓋や鶏舎外につながる開口部には、野生動物が侵入可能と思われる隙間が確認された。
- ④ 集卵バーコンベアの集卵場入口には金属性の蓋を設置していたが、鶏舎側出口には蓋は設置されていなかった。また、鶏舎外のバーコンベア下部の金網が脱落し、野生小動物が侵入可能と思われる隙間が確認された。
- ⑤ 飼料タンクの周りは、飼料のこぼれはなく、野生動物の形跡も認められなかった。
- ⑥ 農場周辺にイノシシ、スズメが確認されているが、農場内で被害を認めたことはないとのこと。

## 8 前回発生を受けた対応

- ① 前回発生を受け、経営再開前に農場は家畜保健衛生所から、以下の指導を受けた。
  - ・野鳥の農場侵入を防ぐよう、堆肥舎へ防鳥ネットの設置
  - ・飼養衛生管理区域の区分の厳格化
- ② 上記の指導を受け、農場は以下の対策を行った。
  - ・野鳥対策として、農場北西及び南西側に隣接する樹木の伐採、堆肥舎への防鳥ネットの設置
  - ・衛生管理区域内にあった従業員駐車場を衛生管理区域外に設置
  - ・更衣室兼事務所を一方通行へ改修
  - ・堆肥舎専用更衣室の設置
  - ・堆肥舎従業員の作業着及び長靴の履き替えを実施
- ③ 「②」の改善事項について、家畜保健衛生所は令和4年3月に確認を行った。
- ④ また、以下の点についても、農場は対策を講じている。
  - ・野鳥の滞留を抑制する目的で、農場南側の溜池について、水抜きを実施
- ⑤ こうした取組は、今シーズンも継続して行われていた。

(以上)